

## 【2026年度：「重点確認項目」(案) および重点確認項目の調査方法】

評価の視点	評価基準区分	重点確認項目 (評価基準)	「オフサイト調査」におけるサンプル資料等の調査方法の変更等 【対象：初回・更新・定期調査】	「オンサイト調査」時の確認方法 【対象：初回・定期調査】 ※更新調査の Web ミーティングでは同趣旨のヒアリングを実施
意向把握・確認義務				
比較推奨販売		今後行われる監督指針・協会ガイドライン改正、その後の法改正等を受けた見直しを予定している項目については記載しておりません。		
募集時の禁止行為	新設	禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象（疑いを含む）が行われていないか、全ての部署/店舗/支社・支店等の拠点・事務所を対象として、営業部門からの独立性を確保した管理部署・管理担当者がモニタリングを実施している	○モニタリング結果 ・モニタリング結果報告書、内部監査実施報告書等（全ての部署等を対象としたモニタリングであることが確認できる資料）を提出	○ヒアリング内容 ・オフサイト調査時の詳細説明・証跡資料に関して、その具体的な取組状況（モニタリングの方法、モニタリング結果）等について確認
苦情管理態勢の整備	現行 No79	苦情について申出内容・対応履歴を記録するとともに対応もれが発生しない態勢（チェックリストや自社役席者による確認等）を整備している	○苦情管理一覧表、苦情対応記録（直近 1 年以内の該当事案全件の記録）	○ヒアリング内容 ・苦情の申し出内容に基づき、コンプライアンス部門等がどのように苦情事案についての保険募集の適切性を検証しているかを確認
	現行 No80	苦情全件について発生経緯・原因を特定している	○苦情事案について保険募集の適切性を検証していることが記録されている資料（上記、苦情管理一覧表のうちサンプル複数件数）を提出 ○苦情の発生の経緯や原因分析、再発防止策を講じたこと、および当該再発防止策の効果検証や見直しについて記録されている資料（上記、苦情管	・発生経緯および原因・改善状況・改善効果を継続的に把握・確認する態勢整備の状況について確認

評価の視点	評価基準区分	重点確認項目（評価基準）	「オフサイト調査」におけるサンプル資料等の調査方法の変更等 【対象：初回・更新・定期調査】	「オンサイト調査」時の確認方法 【対象：初回・定期調査】 ※更新調査の Web ミーティングでは同趣旨のヒアリングを実施
			理一覧表のうちサンプル複数件数)を提出 ※初回・更新調査は直近 1 年以内、定期調査は初回調査以降 3 年分の証跡	
個人情報保護 (出向者等による情報漏えい対応)	見直し	役職・職務内容に応じたアクセス制限（業務上不要な個人情報へのアクセス禁止）をしている（保険会社等・保険代理店等から受け入れた出向者によるアクセス権限を制限している）	○ID 管理一覧表等 ・出向者の権限がわかるものを提出	○対応内容について確認・実演 ・出向者による情報漏えいを防止するための取組み事項について確認（個人情報へのアクセス制限・ダウンロード制限、メールシステム等について確認）
	見直し	個人データ一覧（顧客リスト等）のダウンロード可能な従業員を限定（システム管理者のみ等）している（保険会社等・保険代理店等から受け入れた出向者によるアクセス権限を制限している）		
	見直し	個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信する際の情報漏えい（宛先誤りの誤送信）をシステムにより防止する仕組み（送信が自動で保留となり、宛先や添付内容を送信者がセルフチェックした上で改めて送信する仕組み、上席者の事前承認が必須な仕組み等）がある（保険会社・保険代理店等からの出向者については、代理店直接雇用等の従業者・役員である上席者が送信適否や宛先・添付内容をチェックする仕組みがある）	-	

評価の視点	評価基準区分	重点確認項目（評価基準）	「オフサイト調査」におけるサンプル資料等の調査方法の変更等 【対象：初回・更新・定期調査】	「オンサイト調査」時の確認方法 【対象：初回・定期調査】 ※更新調査の Web ミーティングでは同趣旨のヒアリングを実施
便宜供与	新設	<p>保険代理店等は、保険会社等に対して「過度の便宜供与」を要求することを禁止し、かつ、「過度の便宜供与」を受入れないように措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/> 保険会社等からの「過度の便宜供与」の管理（PDCA サイクル）を実践している</p>	-	<p>○ヒアリング内容</p> <p>・2026年4月以降の対応状況について確認</p>
出向者	新設	<p>出向者受入に係る管理（PDCA サイクル）を実践している</p> <p>①出向者の受け入れに関し、代理店内で社内規則等を策定し、管理態勢*を整備し徹底している</p> <p>*管理態勢には、顧客情報に限定しない代理店の情報の適正な取り扱いや、委託元保険会社その他の法人等の相互間（保険代理店が保険以外の他業を兼業している場合、当該他業を含む。）における顧客情報等の厳正な取扱いを含みます</p> <p>②出向者の受け入れに依存せず、保険代理店として自立した組織・体制を構築している</p>	-	<p>○ヒアリング内容</p> <p>・2026年4月以降の対応状況について確認</p>

以上